

南区ガラス飛散防止フィルム設置補助事業申請書

横浜市南区長

(申請者)

〒 -

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

連 絡 先 _____

※ 日中連絡がとりやすい携帯電話等の連絡先を記入してください。

南区ガラス飛散防止フィルム設置補助事業を利用したいので、裏面記載の事項について、承諾のうえ、申請します。

同居している世帯員の方全員のお名前を記載してください。【申請者の方の氏名は不要です。】

世帯員の氏名	年齢	該当する要件 (該当番号に○を)						
		※複数該当する場合は全て記入						
申請者		1	2	3	4	5	6	7
		1	2	3	4	5	6	7
		1	2	3	4	5	6	7
		1	2	3	4	5	6	7
		1	2	3	4	5	6	7

- 1 65歳以上の高齢の方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 3 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 5 介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けている方
- 6 障害者総合支援法の障害福祉サービスの支給決定を受けている方
- 7 中学生以下の方

1~7に応じて、確認できる
添付書類が必要です。
(裏面参照)

【申請に必要な添付書類】

	補助対象者	提出書類(写し)
1	65歳以上の方	年齢を確認できる書類 (健康保険証、運転免許証等)
2	身体障害者手帳の交付を受けている方	手帳等の書類
3	愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方	手帳等の書類
4	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	手帳等の書類
5	介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている方	被保険者証等の書類
6	障害者総合支援法の 障害福祉サービスの支給決定を受けている方	受給者等の書類
7	中学生以下の方	年齢を確認できる書類 (住民票の写し、学生証等)

【申請にあたっての承諾事項】

- フィルムを設置したガラスが、万一、地震等により割れて飛散した場合に、人身又は家屋並びに家財に被害又は損害が発生しても、南区及び取付者はその責任を負わないこと。
- フィルム設置作業時等に、ガラス等に破損及びき損等の損害が発生したときは、故意又は重過失を除き南区及び取付者は責任を負わないこと。
- フィルム設置後のフィルムの取り外しは、申請者の責任で実施すること。
- 借家の場合、家主の承諾を得たうえで申込すること。
- フィルム設置作業実施のため、南区長と協力して事業を実施する『日本ガラスフィルム工事業協会神奈川支部長』に申請者の氏名・住所・電話番号を設置作業実施に必要な情報として提供すること。
- 事業の適用決定後、補助金交付申請及び受領にかかわる事項について、委任状により『日本ガラスフィルム工事業協会神奈川支部長』を代理人とすること。
- 委任状により日本ガラスフィルム工事業協会神奈川支部長に委任した事項を同支部長が同支部に加盟する事業者を復代理人として選任すること。
- 同居されている方が補助対象に該当していない場合は、補助の対象とならないこと。
- ご本人が用意したフィルムの購入代金及び設置手数料の補助はできないこと。
- フィルムの設置によって完全に安全が保障されるわけではないこと。
- 『フィルム設置費用』の自己負担額はフィルム設置完了後、設置工事施工者に支払うこと。
- フィルムを設置する場所は、居間や寝室等の窓です。食器棚等の窓に設置できないこと。
- フィルムを設置するための事前調査等の結果やガラスの形状や設置場所の様態等によっては、希望とは異なる場所等に設置をお願いすることがあること。
- 過去にこの事業の補助を受けた方は、補助を受けることができないこと。
- 南区ガラス飛散防止フィルム設置補助事業実施要綱を理解していること。